

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入サービスの登録に関する要綱

令和 6 年 3 月 2 6 日 告示第 5 5 号

(目的)

第 1 条 この告示は、P P A 事業により、市内住宅における自家消費型の太陽光発電設備等を導入するサービス（以下「P P A サービス」という。）を市民に提供する事業者を募集し、当該告示に定める要件に適合した P P A サービスを登録することにより、市民が安全で安心して P P A サービスを利用することのできる環境を構築するとともに、再生可能エネルギーの積極的な活用による二酸化炭素排出量の削減の取組の推進及び耐災害性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) P P A 事業 事業者の負担で住宅の屋根、カーポート等に太陽光発電設備等を設置し、当該太陽光発電設備等により発電された電気を当該住宅の所有者に販売する事業をいう。
- (2) 太陽光発電設備等 太陽光発電設備又は太陽光発電設備及び蓄電池により構成される設備をいう。
- (3) 登録サービス この告示により、市長が登録した P P A サービスをいう。
- (4) 登録事業者 登録サービスを提供する事業者

(P P A サービスの登録要件)

第 3 条 この告示による登録を受けることのできる P P A サービスは、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 太陽光発電設備等が故障した場合、登録サービスに係る契約期間中に P P A 事業者により速やかに交換又は修理が行われること。
- (2) P P A 事業者の都合により登録サービスに係る契約を遂行できなくなった場合、契約の相手方に不利益が生じないような契約であること。
- (3) 登録サービスに係る契約終了後、太陽光発電設備等が当該契約の相手方に無償譲渡される契約であること。ただし、契約の相手方が無償譲渡を希望しない場合は、この限りでない。
- (4) 登録サービスに係る契約期間が、太陽光発電設備の設置から 5 年以上であること。
- (5) 太陽光発電設備については設置から 1 7 年以上、蓄電池については 6 年以上継続して当該契約に係る設置場所に設置されること。
- (6) 販売事業者及び施工事業者について、登録サービスで採用する太陽光発電設備等の取引実績又は施工実績があること（同等の実績があると認められる場合を含む。）。
- (7) 登録事業者に対し、宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱（令和 6 年宮古市告示第 5 6 号）又は宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付要綱（平成 2 1 年宮古市告示第 1 5 3 号）による補助金が交付された上で、当該補助金額相当分が P P A サービス料金から控除される P P A サービスであること。

(P P A サービスの登録の申請要件)

第 4 条 P P A サービスの登録の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該

当する者とする。

- (1) 国内に本社又は事業所のある法人又は団体（以下「法人等」という。）
- (2) 納期の到来した市税その他市に対する債務を滞納していない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (4) 債務超過の状況にない者
- (5) 市長が措置する指名停止期間中の者でない者

2 複数の法人等によって構成するグループでP P Aサービスの登録の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たしていなければならない。

- (1) グループを代表する法人等を定めること。
- (2) 単独でP P Aサービスの登録をした法人等は、グループの構成員とならないこと。
- (3) 同時に複数のグループの構成員とならないこと。
- (4) グループの構成員が、前項各号のいずれにも該当する者であること。

（市内事業者の活用）

第5条 登録事業者は、登録サービスの提供に当たり、販売、施工等について市内に本店、支店、営業所等を有する事業者と連携するよう努めなければならない。

（太陽光発電設備等の要件）

第6条 登録サービスにおいて導入する太陽光発電設備等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 太陽光発電設備 宮古市住宅用P P A太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱又は宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付要綱に定める要件に準拠する太陽光発電設備であること。
- (2) 蓄電池 宮古市住宅用P P A太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱に定める要件に準拠する蓄電池であること。

（P P Aサービスの登録の申請）

第7条 P P Aサービスの登録の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、宮古市住宅用P P A太陽光発電設備等導入サービス登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) P P Aサービスの内容（様式第2号）
- (2) 決算書の貸借対照表など債務超過の状況でないことを証明できる書類

（P P Aサービスの登録）

第8条 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、P P Aサービスの登録を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による登録を行ったときは、宮古市住宅用P P A太陽光発電設備等導入サービス登録証（様式第3号）により当該登録を受けた者に通知するものとする。

（登録サービスの登録の変更又は廃止の申請）

第9条 登録事業者は、登録サービスについて、登録内容の変更又は廃止をしようとする場合は、登録サービス変更（廃止）申請書（様式第4号）にP P Aサービスの内容（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

（登録サービスの登録の変更又は廃止）

第10条 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、登録サービスの登録の変更又は廃止を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の変更又は廃止を行ったときは、宮古市住宅用PPA太陽光発電設備等導入サービス登録変更（廃止）証（様式第5号）により当該登録の変更又は廃止を受けた者に通知するものとする。

（登録の取消し）

第11条 市長は、第8条第1項の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請によりPPAサービスの登録を受けたとき。

(2) 不正の手段によりPPAサービスの登録を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が利用の登録をすることが適当でないと認めるとき。

（公表）

第12条 市長は、第8条第1項の登録又は第10条第1項の登録の変更若しくは廃止を行ったときは、当該登録又は変更若しくは廃止に係る事項を公表しなければならない。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住所
名称
代表者の
職・氏名
電話番号

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入サービス登録申請書

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入サービスの登録を受けたいので、宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入サービスの登録に関する要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおり登録を申請します。

P P A サービスの名称	
連絡先	会社名 部課名 担当者氏名 (電話番号) (携帯電話) (E-mail)
市税納付状況	宮古市市税納付状況をこの事業の担当課が納税担当課に照会することについて同意します。
☐ 第 4 条に掲げる要件のいずれにも該当します。	

様式第 2 号(第 7 条、第 9 条関係)

PPA サービスの内容

PPA 事業者名	
対象サービス	
【サービス概要】	

1 導入設備			
2 契約期間			
3 料金比較シミュレーション			
※宮古市住宅用 PPA 太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱（宮古市告示第 56 号）又は宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付要綱（平成 21 年宮古市告示第 153 号）に基づく補助金交付相当額がサービス料金から控除されることが分かるように記載すること。			
【利用予定の補助金】			
☐ 宮古市住宅用 PPA 太陽光発電設備等導入事業費補助金交付要綱（令和 6 年宮古市告示第 56 号）			
☐ 宮古市住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金交付要綱（平成 21 年宮古市告示第 153 号）			
【料金比較シミュレーション】			
4 太陽光モジュール			
出力（最大） kW			
☐ メーカーが日本法人である。国外企業の場合、当該メーカーの日本法人がある。			
認証	認証機関		
	認証書番号等		
5 パワーコンディショナー			
☐ メーカーが日本法人である。国外企業の場合、当該メーカーの日本法人がある。			
☐ 自立運転機能を有する。			
6 太陽光発電設備に関する保証			
パネル出力保証		保証者	
システム保証		保証者	
施工保証		保証者	
災害補償		補償者	

7 蓄電池容量			
kWh			
8 蓄電池に関する保証			
システム保証	年	保証者	
施工保証	年	保証者	
災害補償	年	補償者	
9 定期点検			
頻度	年毎に 回	点検者	
内容（点検対象）		点検費用	
10 P P A事業者			
事業者名			
所在地			
連絡先			
11 故障時の対応・保証内容等			
12 市内事業者活用の内容（努力義務）			
13 特記事項			
14 サービスに関する問合せ先			
URL			
電話番号			
E-mail			

第 号

(登録番号_____)

宮古市住宅用P P A太陽光発電設備等導入サービス登録証

登録者住所 : _____

登録者名称 : _____

登録サービス名： _____

年 月 日
宮古市長 印

様式第 4 号(第 9 条関係)

第 年 月 日 号

宮古市長 あて

申請者 住所
名称
代表者の
職・氏名
電話番号

登録サービス変更（廃止）申請書

年 月 日付け 第 号で登録を受けた P P A サービスを、次のとおり
変更(廃止)したいので、宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入サービスの登録に関
する要綱第 9 条の規定により、登録の変更（廃止）を申請します。

記

1 変更（廃止）の理由

2 変更の内容

備考 変更の場合は、P P A サービスの内容（様式第 2 号）を添付することとし、変
更前と変更後を容易に比較対照できるように記載すること。

第 号

（登録番号 _____）

宮古市住宅用 P P A 太陽光発電設備等導入サービス登録変更（廃止）証

登録者住所 : _____

登録者名称 : _____

登録変更（廃止）サービス名 : _____

年 月 日
宮古市長 印